健 危 第２４４８号
令和８年11月４日

各医療機関等（病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護事業所・助産所）
管理者　様

神奈川県健康医療局保健医療部
健康危機・感染症対策課長
（公　印　省　略）

個人防護具の配布の実施に係る希望数量調査について（通知）

日頃より、本県の感染症対策の推進に御協力を賜り御礼申し上げます。
このたび厚生労働省から、令和８年10月20日付け事務連絡「個人防護具の配布の実施について」のとおり、国の備蓄品が配布されることになりました。
つきましては、国からの配布を希望する医療機関等においては、下記や別添資料を御確認の上、回答期限までにWebフォームより申請くださるようお願いいたします。

記

１　配布物資（いずれの品目も使用推奨期限は令和９年度中となります）
サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド

２　申請方法
次のURLからWebフォームへアクセスし、必要事項を入力してください。
＜Web フォーム URL＞
https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/6483a005b3301c784749a5272c474e9e76b8e020c11114e8f4b09b66c1aa3548

３　回答期限
令和８年11月16日（月）12時00分

４　配布数量等の決定
各施設への配布数量については、決定後、厚生労働省HPで公開されます。

５　配送予定時期
令和９年２月頃を目途に順次配送を開始する見込みです。

６　留意事項
(1) 申請数の単位は、下記のとおりです。

〇サージカルマスク：500枚単位

〇N95マスク・アイソレーションガウン・フェイスシールド：100枚単位

(2) 必ず受け取り可能な枚数で申請してください。

(3) 申請後の数量変更・キャンセル等は一切お受けできません。

(4) 各物資のメーカー・材質・サイズは指定できません。

※アイソレーションガウンについては「素材」が選択可能です。

(5) 出荷される物資は、使用推奨期限が令和９年度期限の製品となります。

(6) 希望数量の総数が配布可能数量を上回るには、協定締結機関の希望数量を優先的に配布し、その他の施設につきましては国による抽選を行う場合がありますので、**希望する個人防護具がすべて配布されるというわけではありません**。

(7) 個人防護具の送付先は、Webフォームに入力いただいた住所となりますので、記載に誤りがないようお願いします。

(8) 個別の配送状況等に係る本県へのお問い合わせはお控えください。

(9) 当該施設が自ら使用するものとし、転売は禁止です。

【添付資料】

○　個人防護具の配布の実施について（令和８年10月20日付け厚生労働省事務連絡）

○　個人防護具の配布に関するQ&A（2026年10月20日時点版）

○　配送予定の個人防護具の例

問合せ先

健康危機・感染症対策課　新興感染症対策グループ

＜問合せフォーム＞

https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/70cfae1b8bc13f256f561535cf706bb722141a820a0470664fdbbd739f63f86a

※問合せフォームでの問合せに、ご協力ください。

事　務　連　絡
令和８年 10 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

個人防護具の配布の実施について

平素より厚生労働行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールド等（以下「個人防護具」という。）については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、国において備蓄を行ってまいりました。

これまで、国においては、個人防護具の配布を実施しており、令和８年度においても、個人防護具の配布を下記のとおり実施することとしました。

都道府県におかれましては、今般の個人防護具の配布の実施についてご了知いただきますとともに、貴都道府県管内の各施設への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

記

１　配布の内容について

○　今回配布する個人防護具の種類は、医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン（※）及びフェイスシールドの４種類であり、希望に基づく配布を実施します。

（※）アイソレーションガウンについては、「素材」の選択が可能です。

○　配布の対象となる施設については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の３に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等、医師会等の団体等及び自治体（以下「配布対象施設」という。）を対象とします。<u>各都道府県において、配布対象施設の選定をお願いします。</u>

○　配布方法については、原則として配布対象施設が都道府県に希望する数量を申告し、当該数量を都道府県にてとりまとめた上で国に報告いただき、国から配布するものとします。

なお、希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、配布対象施設の区分及び希望数量に応じて優先順位を設定の上、配布対象及び配布数量を決定します。具体的な優先順位は、以下のとおりとします。なお、同一順位内で希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、抽選等を行う場合があります。

（１）協定締結医療機関の希望
（２）協定締結医療機関及び自治体を除くその他の配布対象施設の希望
（３）自治体の希望

○　各個人防護具のメーカーについては、指定できません。また、あくまで備蓄品からの配布であるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される個人防護具は、使用推奨期限が令和９年度中期限の製品となります。

○　今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものとして取り扱いますので、その旨の確実な周知をお願いします。

（１）使用用途
配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用すること。

（２）転売禁止のための実効性の担保
転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。
※　なお、都道府県が配布希望調査結果等から、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を行わないよう指導するとともに、速やかに国に連絡いただくようお願いします。

（３）配布数量等の HP 上での公開
配布の可否にかかわらず、配布対象施設の施設名、住所、また当該施設への配布数量は厚生労働省の HP 上で公開されること。

２　配布の手続について

○　都道府県においては、配布対象施設の希望する個人防護具の数量等をとりまとめ、「別紙」の様式１、２及び３に配送先の所在地や希望する個人防護具の数量等の必要情報を記入の上、令和８年 11 月 20 日（金）までに提出をお願いします（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）。

○　個人防護具の希望数量については、各配布対象施設において保管場所を確保の上、今後必要となる数量をご登録ください。希望数量は、物資ごとに別紙に定める上限数量の範囲内を原則としますが、十分な保管場所を確保できる場合には、上限数量を超える希望を登録することも可能です。

なお、配布数量の決定に当たっては、「１　配布の内容について」の優先順位に基づき抽選等を行う場合があります。各施設における備蓄等の他、訓練及び研修へのご活用も含めて希望数量についてご検討いただきますようお願いします。

※ご検討にあたっては、「参考資料　配送予定の個人防護具の例」もご参照ください。

○　配布対象施設への配送開始時期等の詳細については、配布数量等を整理した後、厚生労働省の HP に掲載する予定です。なお、希望状況等によっては、配送予定時期の変更が生じる場合がありますが、現時点では、令和９年２月頃を目途に順次配送を開始する見込みです。また、個人防護具の種類によって、配送開始時期が異なり、配送開始時期から完了時期までに半年程度の期間を要する可能性がありえることから、手元に届くまでの時期が異なる可能性がありますのでご了承ください。

○　本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。

「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点について同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、各施設の周知に当たりご留意いただきますようお願いします。

３　その他

○　本配布に関する情報等は、厚生労働省ＨＰに掲載予定ですので、必要に応じて、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kojinbougogu/haifu/index.html

担当者連絡先　医療用物資等確保対策推進室

TEL：　03-5253-1111(内線8209、8294)

03-3595-3454(直通)

個人防護具の配布に関するQ&A

2026年10月20日時点版

問1.　配布を申請するにあたっての条件を教えてください。

○　配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用していただく必要があります。転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、今後原則として、中東情勢を受けて行った緊急配布のようなケースも含め、配布を行わないこととしておりますので、ご留意ください。

○　また、返品・交換は不可となりますので、各医療機関等の通常の使用量や、今後の必要量を勘案して、確実に受領ができる枚数を申告ください。

○　１施設あたりの各物資の希望上限数量及び申請単位は、以下のとおりとなりますので、ご参照の上、配布希望を行ってください。なお、十分な保管場所を確保できる場合には、希望上限数量を超える希望も可能です。

・医療用（サージカル）マスク：500枚単位（上限50,000枚）
・N95マスク：100枚単位（上限5,000枚）
・アイソレーションガウン：100枚単位（上限2,000枚）
・フェイスシールド：100枚単位（上限5,000枚）

問2.　系列の施設で使用することは可能ですか？

○　経営主体が同一である場合、他施設間で個人防護具を融通することは問題ありません。

問3.　配布希望は、先着順ですか？希望した結果の公表はありますか？

○　希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、配布対象施設の区分に応じて、優先順位を設定の上、配布対象及び配布数量を決定することとしています。なお、希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、抽選等を行う場合があります。

○　配布の可否にかかわらず、配布を希望いただいた施設の一覧については、厚生労働省のHPで公表する予定としていますので、適宜、ご参照ください。

（参考）
※公表予定URL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/k

ojinbougogu/haifu/index.html

問4.　希望できる対象物資はどのようなものですか。

○　医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン（不織布製、プラスチック製）、フェイスシールドであり、厚生労働省において、当該製品に求める仕様を満たしたことを確認した製品となります。
　また、使用推奨期限については、令和９年度中使用推奨期限の製品となります。加えて、厚生労働省が契約する保管倉庫で適切に保管しています。

○　なお、製品のメーカー指定はできませんので、その点ご留意ください。
※アイソレーションガウンの「素材」の選択のみ可能です。

問5.　希望した物資はいつ頃届きますか。

○　配布対象施設への配送開始時期等の詳細については、配布数量等を整理した後、厚生労働省の HP に掲載する予定です。

○　なお、希望状況等によっては、配送予定時期の変更が生じる場合がありますが、現時点では、令和９年２月頃を目途に順次配送を開始する見込みです

○　また、個人防護具の種類によって、配送開始時期が異なり、配送開始時期から完了時期までに半年程度の期間を要する可能性がありえることから、手元に届くまでの時期が異なる可能性があります。

問6.　誤って多めに配布希望をしてしまいました。保管場所がないため、希望数量を変更することは可能でしょうか。あるいは、返却することは可能でしょうか。

○　原則として、キャンセル（返品や交換）は受け付けておりませんので、そのまま受け取りをお願いいたします。

問7.　希望した後に、閉院が決まってしまった場合、希望を取り下げることはできますか。

○　配送手続きを中止しますので、厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室まで医療機関情報等をお知らせください。

○　また、住所変更の場合も、同様に、医療機関情報等をお知らせください。

【担当部署】

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室

メールアドレス：ppe-haifu@mhlw.go.jp

問8.　どこの配送業者から物資が届きますか。

○　厚生労働省から日本通運株式会社に委託しておりますので、当該事業者からの配送となります。

問9.　医療用（サージカル）マスクが届いたが、追加で配布いただくこと可能でしょうか。また、無償で受け取ることで差し支えないでしょうか。

○　追加の配布は予定しておりません。また、無償で受領いただくことで差し支えございません。

問10.　申請方法・申請様式・提出先について教えていただきたい。

○　配布に係る申請方法等は、お手数ですが、貴施設が所在する都道府県の担当部署にお問い合わせをお願いします。

問11.　配送先住所（配送先の指定可否）・申請単位（例：1枚からか、1箱からかなど）は、決まっておりますでしょうか。

○　住所は、配送先の住所の記載をお願いします。例えば、保管場所が事業所以外となる場合、県外の住所を記載いただくことは差し支えございません。

○　また、1施設あたりの各物資の希望上限数量及び申請単位は、以下のとおりとなりますので、ご参照の上、配布希望を行ってください。なお、十分な保管場所を確保できる場合には、希望上限数量を超える希望も可能です。

・医療用（サージカル）マスク：500枚単位（上限50,000枚）
・N95マスク：100枚単位（上限5,000枚）
・アイソレーションガウン：100枚単位（上限2,000枚）
・フェイスシールド：100枚単位（上限5,000枚）

問12.　配布対象となる個人防護具の使用期限を教えてください。

○　今回対象となる個人防護具は、使用推奨期限が令和９年度中期限となる製品となります。

問13.　破損・不備があった場合、返品交換することは可能でしょうか。

○　破損・不備がある製品が届いた場合については、お手数ですが、以下の担当部署まで問い合わせをお願いします。

【担当部署】

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室

メールアドレス：ppe-haifu@mhlw.go.jp

問14.　申請すれば、希望通りに個人防護具が配布されますか。

○　各施設からの希望数量の総数が、配布可能数量を上回った場合等には、抽選等を行う場合がございますので、希望する個人防護具が全て配布されるというわけではございません。

以上

令和８年 10 月 20 日

配送予定の個人防護具の例

令和８年 10 月 20 日付け事務連絡にてお知らせした個人防護具の配布において、配送予定である個人防護具の例は、以下のとおりです。なお、あくまでも配送予定の製品の一例であり、例に記載されていない個人防護具が届く可能性もありますので、ご留意ください。

※本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできませんので、
本資料も参考に、希望する個人防護具の数量についてご検討いただきますようお願いいたします。

医療用（サージカル）マスク

＜写真＞



幅 520mm、奥行き 420mm、高さ 340mm
入数：2,000 枚／箱
（※50 枚入りの小箱（幅 195mm、奥行き 100mm、
高さ 80mm）が 40 箱入っている）

※500 枚単位の箱に入替の場合があります。

N95 マスク

＜写真＞



幅 415mm、奥行き 295mm、高さ 400mm
入数：400 枚／箱
（※20 枚入りの小箱（幅 280mm、奥行き 80mm、
高さ 95mm）が 20 箱入っている）

※100 枚単位の箱に入替の場合があります。

アイソレーションガウン（不織布製）
＜写真＞



幅 550mm、奥行き 370mm、高さ 350mm
入数：100 枚／箱

アイソレーションガウン（プラスチック製）
＜写真＞



幅 490mm、奥行き 370mm、高さ 130mm
入数：100 枚／箱

フェイスシールド
＜写真＞



幅 590mm、奥行き 380mm、高さ 80mm
入数：300 枚／箱
（※100 枚入りの小箱（幅 580mm、奥行き 370mm、高さ 20mm）が３箱入っている）